

廃第1080号  
令和元年10月8日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条の3の2の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので通知します。

記

1 (1) 被処分者

所在地 静岡県三島市市山新田49番地の2

氏名 有限会社秀丸

代表者 取締役 佐藤 定秀

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可の番号 第01200066855号

許可年月日 平成28年10月7日

事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)

(3) 処分年月日 令和元年10月8日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

有限会社秀丸は、令和元年9月5日付けで静岡地方裁判所沼津支部において、破産手続開始の決定を受けた。

この事実により同社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当するため、法第14条の3の2第1項第4号に該当した。

2 (1) 被処分者

所在地 千葉県流山市南流山三丁目9番地の9

氏名 武蔵野建設株式会社

代表者 代表取締役 前川 哲夫

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物処分業

許可の番号 第01220002210号

許可年月日 平成27年3月5日

事業の区分 固化による中間処理

(3) 処分年月日 令和元年10月8日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

武蔵野建設株式会社は、少なくとも平成27年7月から令和元年6月までの間、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有していない業者に対し、運搬費及び処分費に相当する金額を支払った上で汚泥処理後物を引き渡していた事実を確認した。また、平成27年11月から平成28年6月までの間に無許可業者へ引き渡された汚泥処理後物は、茨城県稲敷市の残土埋立て現場へ搬入され、埋め立てられていた。

もって、武蔵野建設株式会社は、「事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。」と定められている法第12条第5項の規定に違反した。（委託基準違反）

この事実により武蔵野建設株式会社は、法第14条の3第1号（違反行為をしたとき）に該当するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分基準（平成24年3月23日制定）により、法第14条の3の2第1項第5号（違反行為をし、情状が特に重いとき）に該当した。

環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 指導担当

TEL 043-223-2684

FAX 043-221-5789